越前市あいぱーく今立カフェ　出店募集要領

１　目的

越前市あいぱーく今立は、地域をつなぐ拠点施設として、平成３０年９月２５日より供用開始されました。

越前市商工会では、越前市より協力依頼を受け、カフェスペースを借り受けることとなりましたので、越前市商工会の会員事業者の方を対象に、カフェの出店者を募集いたします。

カフェの募集にあたっては、「あいぱーく今立」、「いまだて芸術館」、「今立図書館」を訪れる方へ憩いの場を提供することにより、地域交流を促進し、地域の活性化につなげるとともに、商工会会員である出店事業者の売上・利益の増加につなげることを目的としております。

２　カフェの営業について

（１）施設概要

①施設名　越前市あいぱーく今立

②所在地　越前市粟田部町第９号１番地９

③構造　　鉄筋コンクリート造　一部鉄骨造　平屋建て

（２）カフェ部の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| カフェ部 | 用途 | 面積 | 備考 |
| カフェ | 調理場 | 8.927㎡ | ・業務用冷蔵庫１台・製氷機１台・冷蔵ディスプレイケース１台・ﾎﾟｰﾀﾌﾞﾙＩＨｸｯｷﾝｸﾞﾋｰﾀ１台・ＬＰガス栓あり |
| カフェ準備室 | 身支度場 | 1.980㎡ |  |
| 面積合計 |  | 10.907㎡ |  |

※面積は10㎡（少数点以下切捨て）となります。設置されている備品類以外に設置を計画する場合は越前市商工会及び越前市と協議が必要になります。

（３）飲食場所

市民利用共用部のコミュニティホールが利用できます。

（４）営業品目等

①品目は特に限定しませんが、子供から高齢者まで喜んでもらえるようなメニューの提供に努めてください。

②地産地消を意識し、越前市又は福井県産の食材を使用したメニューの提供に努めてください。

③アルコール飲料の提供も可能です。

④食品以外の商品を販売することも可能です。

⑤カフェ以外の利用に影響を与えるような、調理時や料理そのものの匂いが強いメニューについては、提供を不可とする場合があります。

⑥利用者のニーズに合ったメニュー内容とし、かつ利用しやすい価格設定を行ってください。

（５）営業日・営業時間

①営業日

少なくとも週３日以上は営業して下さい。ただし、施設内多目的ホールや、いまだて芸術館でのイベントの開催される日は、出店して下さい。

なお、あいぱーく今立は、１２月２９日から翌年の１月３日までが閉館日となります。

②営業時間

　あいぱーく今立の開館時間が、午前９時から午後１０時までであることを参考に、営業時間を設定してください。

（６）運営期間

運営期間は、２０１９年４月１日以降の営業開始日～２０２１年３月３１日まで。

ただし、運営期間満了日以降も引き続き事業者がカフェの営業を希望する場合にあっては、カフェについての利用状況や経営状況等を評価し、その延長の可否を決定します。なお、その場合においては、事業者は、カフェの運営期間満了日の３ヶ月以上前に、越前市商工会に対し、書面にて運営期間の延長を希望する旨を通知して下さい。

（７）営業許可の申請

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等 については、全て事業者の責任と負担において行ってください。

（８）改装・備品等

厨房設備等の改装は、原則、不可とします。あいぱーく今立に設置されている備品類以外に設置を計画する場合は、事前に越前市商工会及び越前市と協議を行うこととします。

（９）施設の利用

①出店者及び従業員は、越前市の定める条例等を順守すること。

②出店者は、カフェの営業以外の目的に使用できない。

③出店者は、あいぱーく今立において事業運営する権利を第三者に担保又は貸付、若しくは譲渡できない。

④出店者の責任に帰すべき事由により、あいぱーく今立やその設備等を損傷した場合は賠償の責任を負わなくてはならない。第三者への被害を与えた場合も同様とする。

⑤建物内は禁煙としているため順守すること。また、屋外についても指定された場所以外は禁煙となっているため順守すること。

⑥カフェ内の日常清掃は出店者が行い、営業に伴い発生したゴミは、出店者が責任を持って管理し、処分すること。なお、コミュニティホールについては、出店者が簡易な清掃を行い、施設内の環境美化に協力すること。

３　経費等の負担

（１）利用料金

月額：１７，０００円（税込）

（２）その他経費

その他経費として、実費または定額で、下記の費用を徴収します。

①電気料金（実費）

②ＬＰガス使用料（実費）

③上下水道料金（実費）

④エアコンメンテナンス料（年間3,000円程度）

⑤自店用駐車場料１区画（月額2,000円）

４　応募資格

　次の要件を全て満たす者に限り応募できることとします。

（１）市内に住民票を有する個人又は市内に事務所（本店又は本社、支社、営業所等）を有する法人であること。

（２）越前市商工会会員であること。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

（４）国税・都道府県民税・市区町村税の滞納がないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。

（６）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。

（７）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。

（８）直近過去３年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けていない事業者であること。

５　応募方法

（１）提出書類

　応募にかかる提出書類は、次の①から④に記載する全ての書類が必要となります。

①出店申込書兼誓約書（様式１）

②事業概要及び実績書（様式２）

③企画提案書（様式３）

④添付書類（公的機関発行の書類は、申込日から３ケ月以内に交付されたもの）

（ア）個人の場合は、住民票。法人の場合は、法人登記簿謄本

（イ）責任者となるもの又は代表者個人の各種資格証明書等。

（２）申込期間

２０１９年２月１日（金）から２０１９年３月１１日（月）

平日　午前８時３０分から午後５時

（３）提出場所

あいぱーく今立内　越前市商工会本所（越前市粟田部町９－１－９）

（４）提出方法

直接持参とする。

（５）留意事項

①申請にかかる経費は、全て申請者の負担とします。

②提出された応募書類等は、審査結果に関わらず一切返却しません。

③申請内容に虚偽があった場合は、失格とします。また、選定された場合においても、虚偽が発覚した場合には選定を取消します。

６　選考方法

（１）提出された企画提案書等に基づき、書類審査によって選考します。

（２）選考は「越前市商工会」において実施します。

７　利用条件

（１）契約

出店候補者として選定された者は、当該決定の日から速やかに越前市商工会と協議を行い、協議事項が確定次第、契約を締結します。

（２）法令等の順守

越前市商工会の運営方針、越前市の定める条例等及び関係法令を順守することとします。本要領の条件を順守できない場合、又はカフェ利用料金の滞納があった場合は無条件で契約解除できるものとし、その指定する期日までに退去していただきます。

（３）定期報告

①事業者は、毎年度終了後、速やかに前年度の収支実績を含む事業報告書を作成し、越前市商工会に提出してください。

②クレームや事故が発生した場合は、事業者が対応した上で、速やかに越前市商工会に報告してください。

③上記事項のほか、越前市商工会や越前市から報告を求められた場合は、その求めに応じてください。

（４）原状回復

①契約を解除したとき、又は利用期間が満了したときは、事業者の負担で、越前市商工会が指定する期日までに店舗内を原状に回復した上で、越前市商工会に返還するものとします。ただし、越前市商工会が特に承認した場合はこの限りではありません。

②事業者が、前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、越前市商工会が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを事業者に請求することができるものとします。この場合において、事業者は、何ら異議を申し立てることはできません。

（５）損害賠償

①事業者は、その責に帰すべき理由により、施設の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による施設の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、事業者が自己の負担により施設を原状に回復した場合は、この限りではありません。

②事業者は、施設の使用に当たり、第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任において、その損害を賠償しなければなりません。

８　お問合せ・申込先

あいぱーく今立内　越前市商工会本所

〒９１５－０２４２　越前市粟田部町９－１－９

ＴＥＬ　０７７８－４３－０８７７

ＦＡＸ　０７７８－４３－７００５